

福知山市企業交流プラザあり方検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福知山市企業交流プラザの機能や規模などの施設更新の方向性を検討するための福知山市企業交流プラザあり方検討会（以下「検討会」という。）設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 福知山市企業交流プラザの機能、規模などの施設更新の方向性の検討に関する事項
- (2) 施設更新に係る基礎調査に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験、専門的知識を有する者
- (2) 市内関係団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。

2 委員に欠員を生じたときは、市長は速やかに新たに委員を委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第6条 検討会には委員長を置き、委員の互選により定める。

(解散)

第7条 検討会は、第2条に掲げる所掌事務が達成されたときに解散する。

(会議)

第8条 検討会の会議は委員長が招集し、議事を進行する。

2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会は、第2条の掲げる事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、産業政策部産業観光課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。